

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 平成四年七月四日規則第五十五号</p>	<p>○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 平成四年七月四日規則第五十五号</p>
<p>第一条〜第四条の二 (略)</p>	<p>第一条〜第四条の二 (略)</p>
<p><del>(二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定証の書換え交付及び再交付)</del></p>	
<p><del>第四条の三 法第十二条の七第一項の認定を受けた者は、認定証の記載事項に変更が生じたとき又は認定証を破り、汚し、若しくは失ったときは、速やかに知事に認定証の書換え交付又は再交付を申請しなければならない。</del></p>	<p>(新設)</p>
<p><del>2 前項の規定による申請は、別記様式第二十五号の二による申請書によるものとする。</del></p>	
<p><del>3 前項の申請書には、認定証を失った場合を除くほか、申請者が既に交付を受けている認定証を添付しなければならない。</del> <del>(二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定証の返納)</del></p>	
<p><del>第四条の四 法第十二条の七第一項の認定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに知事に認定証を返納しなければならない。</del> <del>一 認定証の再交付を受けた者が、失った認定証を発見したとき。</del> <del>二 認定を取り消されたとき。</del> (産業廃棄物処理業等の変更の届出に係る添付書類)</p>	<p>(新設) (産業廃棄物処理業等の変更の届出に係る添付書類)</p>
<p>第四条の五 (略)</p>	<p>第四条の三 (略)</p>
<p>第五条〜第十八条 (略) (最終処分場の台帳の閲覧)</p>	<p>第五条〜第十八条 (略) (最終処分場の台帳の閲覧)</p>
<p>第十九条 法第十九条の十二第三項の規定による最終処分場の台帳の閲覧の請求書は、別記様式第三十四号によるものとする。</p>	<p>第十九条 法第十九条の十一第三項の規定による最終処分場の台帳の閲覧の請求書は、別記様式第三十四号によるものとする。</p>

改正後		
提出書類	提出部数	提出先
(略)		
一以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請書(省令第八條の三十八の四)	一部	一 収集若しくは運搬又は再生輸送のみを行う場合には、当該事業場の住所又は事務所の所在地を所管する厚生環境事務所(当該所在地が厚生環境事務所の支所の担当区域内であるときは当該支所、広島市、呉市及び県外にのみ住所又は事務所を有するときは環境県民局循環型社会課又は産業廃棄物対策課)
一以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定変更申請書(省令第八條の三十八の六)		
一以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定報告書(省令第八條の三十八の十一)		
産業廃棄物収集運搬業許可申請書(省令第九條の二)		
産業廃棄物処分業許可申請書(省令第十條の四)		
産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書(省令第十條の九)		
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書(省		二 中間処理若しくは最終処分又は再生活用を行う場合には、当該事業の用に供する施設の所在地(海洋投入処分にあつては、積込地)を所管する厚生環境事務所(当該所在地が厚生環境事務所の支所の担当区域内であるときは当該支

改正前		
提出書類	提出部数	提出先
(略)		
一以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請書(省令第八條の三十八の四)	一部	一 収集若しくは運搬又は再生輸送のみを業とする場合には、当該事業場の住所又は事務所の所在地を所管する厚生環境事務所(当該所在地が厚生環境事務所の支所の担当区域内であるときは当該支所、広島市、呉市及び県外にのみ住所又は事務所を有するときは環境県民局循環型社会課又は産業廃棄物対策課)
一以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定変更申請書(省令第八條の三十八の六)		
一以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定報告書(省令第八條の三十八の十一)		
産業廃棄物収集運搬業許可申請書(省令第九條の二)		
産業廃棄物処分業許可申請書(省令第十條の四)		
産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書(省令第十條の九)		
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書(省		二 中間処理若しくは最終処分又は再生活用を業とする場合には、当該事業の用に供する施設の所在地(海洋投入処分にあつては、積込地)を所管する厚生環境事務所(当該所在地が厚生環境事務所の支所の担当区域内であるときは

改正後		改正前	
<p>令第十条の十二) 特別管理産業廃棄物処 分業許可申請書 (省令第 十条の十六)</p> <p>特別管理産業廃棄物処 理業の事業範囲変更許可 申請書 (省令第十条の二 十二)</p>		<p>所、当該施設が移動可能な 施設又は当該施設の所在 地が二以上の厚生環境事 務所又はその支所の所管 にまたがるときは主たる 営業区域又は主たる施設 の所在地を所管する厚生 環境事務所(当該営業区域 又は所在地が厚生環境事 務所の支所の担当区域内 であるときは、当該支所)</p>	
<p>産業廃棄物事業場外保 管届出書 (省令第八条の 二の四及び省令第八条の 二の七)</p> <p>産業廃棄物事業場外保 管変更届出書 (省令第八 条の二の五)</p> <p>産業廃棄物事業場外保 管廃止届出書 (省令第八 条の二の六)</p> <p>特別管理産業廃棄物事 業場外保管届出書 (省令 第八条の十三の五及び省 令第八条の十三の六)</p> <p>特別管理産業廃棄物事 業場外保管変更届出書</p>	一部	<p>産業廃棄物事業場外保 管届出書 (省令第八条の 二の四及び省令第八条の 二の七)</p> <p>産業廃棄物事業場外保 管変更届出書 (省令第八 条の二の五)</p> <p>産業廃棄物事業場外保 管廃止届出書 (省令第八 条の二の六)</p> <p>特別管理産業廃棄物事 業場外保管届出書 (省令 第八条の十三の五及び省 令第八条の十三の六)</p> <p>特別管理産業廃棄物事 業場外保管変更届出書</p>	<p>は当該支所、当該施設が移 動可能な施設又は当該施 設の所在地が二以上の厚 生環境事務所又はその支 所の所管にまたがるとき は主たる営業区域又は主 たる施設の所在地を所管 する厚生環境事務所(当該 営業区域又は所在地が厚 生環境事務所の支所の担 当区域内であるときは、当 該支所)</p>

改正後		改正前	
<p>(省令第八条の十三の六) 特別管理産業廃棄物事業場外保管廃止届出書 (省令第八条の十三の六) 一以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定変更・廃止届出書(省令第八条の三十八の八及び第八条の三十八の七) 産業廃棄物処理業廃止・変更届出書(省令第十条の十) 特別管理産業廃棄物処理業廃止・変更届出書(省令第十条の二十三)</p>	一部	<p>(省令第八条の十三の六) 特別管理産業廃棄物事業場外保管廃止届出書 (省令第八条の十三の六) 産業廃棄物処理業廃止・変更届出書(省令第十条の十) 特別管理産業廃棄物処理業廃止・変更届出書(省令第十条の二十三)</p>	一部
<p>一以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定証書換え・再交付申請書(別記様式第二十五号の二) 産業廃棄物処理業・特別管理産業廃棄物処理業許可証書換え・再交付申請書(別記様式第二十六号)</p>		<p>産業廃棄物処理業・特別管理産業廃棄物処理業許可証書換え・再交付申請書(別記様式第二十六号)</p>	

様式第1号～様式第25号 (略)

改正後	
再生利用業個別指定申請書 (別記様式第二十七号) 再生利用業個別指定事業範囲の変更申請書 (別記様式第二十八号) 再生利用業個別指定証書換え・再交付申請書 (別記様式第三十二号) (略)	
有害使用済機器保管等届出書 (省令第十三条の三) 有害使用済機器保管等変更届出書 (省令第十三条の四) 有害使用済機器保管等廃止届出書 (省令第十三条の十一)	主たる事業場の所在地を所管する厚生環境事務所(当該所在地が厚生環境事務所の支所の担当区域内であるときは、当該支所)

様式第1号～様式第25号 (略)

(新規)

改正前	
再生利用業個別指定申請書 (別記様式第二十七号) 再生利用業個別指定事業範囲の変更申請書 (別記様式第二十八号) 再生利用業個別指定証書換え・再交付申請書 (別記様式第三十二号) (略)	
(新設)	

改正後

改正前

様式第25号の2 (第4条の3関係)

一以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定証<sup>書換え</sup>再<sup>再</sup>交付申請書

平成 年 月 日

広島県知事様

申請者  
住所  
氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

住所  
氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第4条の3第1項の規定により、二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定証の<sup>書換え</sup>再<sup>再</sup>交付について、次のとおり申請します。

認定年月日	平成 年 月 日
認定番号	第 号
申請の理由	
備考	

- 注 1 不用の文字は、消すこと。
- 2 「申請者」には、認定を受けた者の全てを記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とすること。

(新設)

改正後	改正前
<p>様式第26号～様式第33号 (略)</p> <p>様式第34号 (第19条関係)</p> <p style="text-align: center;">最終処分場台帳閲覧請求書</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の二第3項の規定により，  <span style="float: right;">一般廃棄物 産業廃棄物</span></p> <p>最終処分場の台帳の閲覧について，次のとおり請求します。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>様式第35号～様式第39号 (略)</p>	<p>様式第26号～様式第33号 (略)</p> <p>様式第34号 (第19条関係)</p> <p style="text-align: center;">最終処分場台帳閲覧請求書</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の二第3項の規定により，  <span style="float: right;">一般廃棄物 産業廃棄物</span></p> <p>最終処分場の台帳の閲覧について，次のとおり請求します。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>様式第35号～様式第39号 (略)</p>